

公的研究費の不正防止への取り組みに関する方針等の公表について

貞静学園短期大学では、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月 8 日)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定)を踏まえ、「貞静学園短期大学における公的研究費の管理・監査体制方針」を定め、現実的でより実効性のある管理運営体制の充実、強化を図るとともに、公的研究費の適正な使用を徹底することに努めてまいります。

2. 窓口

相談の内容	相談窓口担当
事務処理手続相談窓口 使用ルール相談窓口 <ul style="list-style-type: none">公的研究費に係る事務処理手続きのご相談公的研究費に係る使用に関するルール等についてのご相談	貞静学園短期大学(大場、茨田) 電話番号: 03-3944-9811 電子メール: http://www.teisei.ac.jp
通報(告発)窓口 <ul style="list-style-type: none">通報(告発)を受け付ける窓口	学校法人貞静学園(鎗田) 電話番号: 03-3943-3711 電子メール: http://www.teiseigakuen.ac.jp/

※電話による受付時間: 平日 9:00~17:00(12:00~13:00 を除く)

3. 通報（告発）の留意事項

1. 通報を受け付ける際には、通報者の氏名・所属・連絡先・不正を行ったとする研究者または研究グループ名、不正行為の態様、不正とする科学的根拠について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力をお願いする場合があります。
2. 通報者の個人情報、学園が責任を持って保護いたします。
3. 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、その他の措置を講ずることがあります。

4. 不正への対処

1. 貞静学園短期大学における公的研究費の管理・監査体制方針に基づき、不正な取引に関与した業者については、その行為内容により取引停止等の処分を行うとともに必要に応じて公表します。
2. 貞静学園短期大学における公的研究費の管理・監査体制方針に基づき、研究費使用について不正が認められた場合には、貞静学園短期大学倫理委員会の審議により、懲戒等の処分を行います。